

学会参加等に伴う経費補助に関する申し合わせ

理工学部校友会情報部会

令和 4年 2月28日 制定

1年生から3年生までの校友会学生会員は、「日本大学理工学部学生の国内外における学会参加等に伴う経費補助に関する取扱要項」の対象外であることから、情報部会所属の学生会員が学会参加等した場合における情報部会の費用負担について申し合わせを定める。

1. 申し合わせ内容

1年生から3年生までの情報部会所属学生会員が学会等で学生本人が発表する場合、「日本大学理工学部学生の国内外における学会参加等に伴う経費補助に関する取扱要項」に準じて情報部会が費用負担できるものとする。

2. その他

本申し合わせは令和 4年 4月 1日から施行する。

本申し合わせは必要に応じて幹事総会で見直し・改定を行う。